

# 会社法の解釈と法概念の統一性

村 田 敏 一\*

## 目 次

- I. 問題意識と課題
- II. 解 釈 論
  - 1. 「できる」——会社法830条と同法831条
  - 2. 「法令」——会社法360条と同法784条の2第1号他
  - 3. 「ために」——会社法356条1項1号と同条1項2号
  - 4. 「特別の利害関係を有する」——会社法369条2項と同法831条1項3号
  - 5. 「実質的に競争関係にある」——会社法125条3項3号と同法433条2項3号
  - 6. 「株式の数に応じて」——会社法109条1項と同法454条3項・504条3項
- III. ま と め——解釈原理としての法概念の統一性とその例外

## I. 問題意識と課題

法解釈方法論についての問題意識が再燃しているように実感される。解釈の学としての法律学にとり、まことに歓迎すべき現象といえよう<sup>1)</sup>。民法学の立場から法解釈方法論につき一連の問題提起をされている前田達明博士は、「立法者意思」（立法者の価値判断）基準を法解釈の出発点に据えつつ、それと並ぶ基準として、「法目的」基準と「歴史的变化」基準を位置付けられる（他に、絶対的な前提として「合憲性」基準が在る）。また、「法の空白」（欠缺）につき考察がなされ、それが、否定型空白、授権

---

\* むらた・としかず 立命館大学大学院法務研究科教授

1) 民法・刑法・憲法の3法域の著者からなる著作として、山下純司＝島田聡一郎＝宍戸常寿『法解釈入門』（有斐閣・2013年）が出版された。日本私法学会ワークショップ（2014年大会）「機能主義的法解釈論と概念法学との架橋」（報告者 得津晶，司会者 山本敬三）も参照。

型空白、想定外型空白（以上 3 類型は原始型空白）、後発型空白に類型化される<sup>2)</sup>。そこでは、憲法上、国権の最高機関とされる国会による立法者意思の重視がうたわれる（この点はまことに妥当である）一方で、法文の文言（テキスト）から離れてはならない（文言解釈）という歯止めについては、その命題の曖昧性からそれほど重視されていないようである<sup>3)</sup>。

さて、民事基本法の一つであり、商事法の中核をなす会社法の解釈においてはどうか。立法者意思の重視という解釈基準は、いかなる法領域でも普遍的に妥当しよう。会社法の法域では、企業の実務の発展や経済情勢の変化に即応し、基本法の中では際立って頻繁な法改正がなされている（法制審議会の審議を経ていない議員立法による場合もある）。換言すれば、頻繁に国会審議等を通じて立法者意思が表出されていることとなるし、想定外型空白や後発型空白が相対的に生じにくい法域ともいえよう（もちろん、全くないわけではない）。一方で、否定型空白については、文言の反対解釈という技法の多用を通じて安定的解釈を得られることとなる（会社法の条文が細部にわたり規定しているからこそ反対解釈が可能となる）。会社法の領域では、頻繁な法改正を通じた立法者意思の表出（上書き）や、企業法務における法的安定性（予見可能性）の重視の観点から、法律文言に即した文言解釈の比重が他の法域よりも大きいものと考えられる。また、法目的基準や歴史的变化基準については、絶えざる立法行為により、直接的に法文言に織り込まれていっているものと評価されよう。

さて、この小論では、商事法における解釈方法論の特性を明らかにする試みの一環として、会社法上の法概念の統一性という切り口からの検討を行うこととする。すなわち、（実質的意味における）会社法上、同一の文言（法概念）が使用されている場合には、原則として同一の意味に解釈す

---

2) 前田達明「[法解釈入門]の入門(1)」法学教室405号(2014年6月)52頁。また、前田達明『民法学の展開』(成文堂・2012年)42頁、日本私法学会ワークショップ(2013年大会)「法解釈の方法について」私法第76号(2014年)122頁も参照。

3) 前田達明「[法解釈入門]の入門(2)」法学教室406号(2014年7月)60頁。

るべきという命題を立てたうえで、その例外（法概念の相対性）はどのような条件を充たす場合に許容されるのかにつき考察することとしたい。言い換えれば、そのような一定の条件を充たさない限りは、同一文言は同一の意味に解さねばならないという命題につき明らかにしたいという試みである。

会社法（商事法）の領域で、法概念の統一性 vs 相対性の観点が一つの重要争点とされた事案としては、株主総会特別決議を要する営業譲渡の意義につき最高裁大法廷で争われた事件がよく知られる<sup>4)</sup>。そこで、法廷意見（多数意見）は、「……右法条（商法245条1項1号・当時）に営業の譲渡という文言が採用されているのは、商法総則における既定概念であり、その内容も比較的に明らかな右文言を用いることによって、譲渡会社がする単なる営業用財産の譲渡ではなく、それよりも重要である営業の譲渡に該当するものについて規制を加えることとし、併せて法律関係の明確性と取引の安全を企図しているものと理解される。前示所論のように解することは、明らかに前示法条の文理に反し、法解釈の統一性、安定性を害するばかりでなく……」と説示し、法概念の統一性を重視した解釈を行った。これに対し、松田二郎裁判官による反対意見は、「……商法245条1項1号（当時）の「営業譲渡」を商法24条以下（当時）の営業譲渡と必ずしも同一に解しなければならないものではない。これは法域によりその目的を異することによって生ずる法律概念の相対性として、当然のことなのである。……」と述べ、真向から多数意見を批判した（なお、松田裁判官の反対意見に4名の裁判官が同調し、他に1名の裁判官が反対意見を述べた。結果、当該大法廷判決は、多数意見9対反対意見6であった。）。なお、松田裁判官が、同じ商法典中の条文であるにもかかわらず法域を異にするかのように述べているのは、営業譲渡の取引法的側面（商法総則・当時）とその組織法的側面の相違を、異なる法域と捉えているためである<sup>5)</sup>。最高

4) 最高裁昭和40年9月22日大法廷判決民集19巻6号1600頁。

5) 松田二郎『私の少数意見 商事法を中心として』（商事法務研究会・昭和46年）85頁。

裁判事のなかでも、——もちろんその点のみが重要な争点であった訳ではないが——法概念の統一性 vs 相対性という解釈上の着目点につき相当の意見の相違があったことが見てとれよう。

本稿では、次章（Ⅱ章）で、会社法上のいくつかの具体的な解釈問題をとり上げ、法概念の統一性という問題を検討する素材とする。そして、終章（Ⅲ章）において、概括を行うこととする。

## Ⅱ. 解 釈 論

### 1. 「できる」——会社法830条と同法831条

最初にとりあげる事例は、同一の文言であるものの、その解釈（意味）が異なることが明らかな例である。株主総会の決議の瑕疵を争う訴訟として、会社法は、株主総会決議不存在確認の訴え（会社法830条1項。以下、会社法につき、法と略記することがある）、株主総会決議無効確認の訴え（法830条2項）、株主総会決議取消しの訴え（法831条）の以上3種類を用意する。この3種類の訴えにつき、法文はいずれも、「訴えをもって請求することができる。」と規定する。そこで、「できる」の意味につき、「訴えをもってのみ請求できる」と解するのか、「訴えをもってしても請求できる」と解するのかという解釈問題が一応は生じることとなる。要するに、「must」と解すべきか、「can」と解すべきかという問題である。その答えは、確認の訴えについては「can」と解し、形成の訴え（決議取消しの訴え）については「must」と解することとなる。形成訴訟でなければ、他の訴訟の前提問題の中で決議の不存在（あるいは無効）を主張（攻撃）することができるが、形成の訴えであれば、他の訴えの前提問題の中では決議取消しの主張（攻撃）はできず、必ず形成の訴えを経なければならないものとされる<sup>6)</sup>。このように、この事例については、法文上は同じ文言

---

6) 高橋宏志『重点講義民事訴訟法【上】〔第2版補訂版〕』（有斐閣・2013年）72頁。株主総会決議不存在確認の訴え、同無効確認の訴えについては、瑕疵の程度が重大であり、

であるものの、その訴訟類型の相違から、その解釈上の意味の違いが安定的に導かれることとなる。

## 2. 「法令」——会社法360条と同法784条の2第1号他

次の事例は、前の事例と同様に、同一の文言ではあるものの、その解釈（意味）が異なることが明らかと考えられるが、その点につき若干の異論が見られる例である。「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、改正法）の成立により、従来は略式組織再編についてのみ差止めの根拠規定があった（法784条、法796条）ところ、簡易組織再編を除く組織再編行為一般につき差止めの根拠条文が新設された（改正法784条の2第1号、改正法796条の2第1号、改正法805条の2）<sup>7)</sup>。そこで、略式組織再編についての差止めについては、かねてより、一定の要件を充たす株主が不利益を受けるおそれがあるときに、①法令又は定款に違反する場合または、②合併比率等が消滅株式会社等または存続株式会社等の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当である場合を、その要件としているところ（今次改正でも当該規律内容を維持）、新設のすなわち略式を除く組織再編の差止めについては、上記の①のみが差止事由とされた。問題は、①の差止事由における「法令」の範囲である。この点につき、立案担当者等は法制審議会における議論等の立法経緯も踏まえ、ここでの「法令」には取締役等の善管注意義務・忠実義務（以下、善管注意義務等という）は含まれないとの解釈を明らかにしてきた<sup>8)</sup>。従って、会社法

---

↘前提問題としての主張を許してよい場合、定義上、形成の訴えでないとしてよいものとされる。一方で、それらは、形成訴訟ではないものの、法律関係の明確性の要求はそれなりに強いものとされ（対世効につき法838条）、その実質は形成の訴えに近い面もあるものとされる。

7) 組織再編行為以外についても、全部取得条項付種類株式の取得、株式の併合につき、（略式組織再編を除く）組織再編行為と同等の規定振り（要件）のもとで、差止めの根拠規定が新設された。

8) 法務省参事官室「会社法制の見直しに関する中間試案の補足説明」（2011年）55頁、岩原紳作「「会社法制の見直しに関する要綱案」の解説〔V〕」商事法務1979号（2012年）➤

360条に基づく株主による取締役の行為の差止請求の場合、「法令」違反の範囲には取締役の善管注意義務等違反も含まれるものと当然に解されているところ、同じ「法令」の語につきその解釈（意味）が両者で異なることとなった。ところが、主に、組織再編の対価の著しい不公正（不当性）についても——略式組織再編と同様に——差止事由と位置付けて株主を救済すべきとの価値判断を背景として、組織再編の差止めに関する改正法の「法令」の範囲にも善管注意義務等違反が含まれるという解釈の余地を残しておくべきとの主張が見られる<sup>9)</sup>。こうした主張においては、差止事由としての、A 組織再編の対価の不公正と、B 取締役の善管注意義務等違反を等置した立論がしばしば見受けられるが、AとBは——一定の重なり合いはあるものの——別の差止事由であり、以下、両者を分けて検討する<sup>10)</sup>。

まず、Aであるが、略式組織再編については、明文で①「法令」等違反と、② 対価の著しい不当の両者を差止事由とする規律が維持されており、その一方で、略式以外の組織再編については、わざわざ差止事由が①のみに限定されているのであるから、後者につき、②が差止事由から除外されていると解されることは、条文の文理構造上も、またその背後に在る立法者意思からも明白なものといえる。もちろん、こうした条文の書き分けには何らかの実質的な理由が存在する。組織再編の差止請求は、現実には仮処分命令申立事件として行われるが、その場合に裁判所は短期間で対価の不公正という微妙・困難な要件判断を行うことを迫られることとなってしまう、その意味で、②を差止事由とすることは——一般的には——不適切と評価される<sup>11)</sup>。略式組織再編については、組織再編当事者が特別支配・

↘ 9頁。また、体系書として、江頭憲治郎『株式会社法 第5版』（2014年）878頁参照。

9) 飯田秀総「組織再編等の差止請求規定に対する不満と期待」ビジネス法務（2012年12月号）80頁。また、白井正和「組織再編等に関する差止請求権の拡充 会社法の視点から」『会社事件手続法の現代的展開』（日本評論社・2013年）218頁も、「法令」違反に善管注意義務等違反が含まれない解釈は疑問とする。

10) 西村高等法務研究所責任編集『会社法改正要綱の論点と実務対応』（商事法務・2013年）172頁以下では、AとBをきちんと分けて検討されている。

11) 会社法制部会第7回会議（2010年11月24日開催）議事録49頁〔鹿子木康委員発言〕を参照。

被支配の関係にあることから、正常な当事者間交渉が機能しづらく、従って典型的に対価の不正性が生じやすいことから、法が特別に少数株主の保護策として②を差止事由としたものと理解すべきであろう<sup>12)</sup>。

次に、Bにつき検討する。法360条の差止めの被告（仮処分では債務者）は、法令違反行為をし、あるいはするおそれがある取締役であり、また、法は「法令」違反行為の主語を明文で取締役（自然人）とする。従って、法360条における「法令」の範囲に取締役を名宛人としてその遵守が求められる善管注意義務・忠実義務（法330条・法355条）が含まれることは明らかである。一方で、組織再編行為の差止めの被告（債務者）は、略式組織再編を含めて、すべて、会社（法人）と明文規定されている。善管注意義務等は、取締役を名宛人とする義務（規範）であり、会社を名宛人とする義務ではない。従って、組織再編行為の差止めにつき、「法令」の範囲に、取締役の善管注意義務等が含まれないことは明らかと解される<sup>13)</sup>。

---

12) 略式組織再編についてのみ、法が②を差止事由とする理由としては、特別被支配会社において株主総会での承認決議が行われる制度であれば、特別利害関係株主の議決権行使に基づく決議の瑕疵を理由に差止めが認められるはずであるが、当該決議がないためにそうした法令違反が生じないためと説明されることが多いが（江頭・前掲注8）879頁）、あまり正確な説明とは思われない。略式組織再編につき、株主総会特別決議手続きを経るとしても、やはり②を理由とする差止めはあり得るし、また、そもそも、法831条1項3号の取消事由があるらしいという瑕疵が、「法令」違反なのであろうか。

13) 江頭・前掲注8）878頁は、端的に、取締役等の善管注意義務等違反は、会社の法令違反とはいえないので、差止事由とはならないものとする。また、西村高等法務研究所・前掲注10）173頁。なお、組織再編行為の差止めについては、実際には仮処分命令申立事件として争われるが、その場合、保全の必要性の要件を充たす必要がある。取締役の善管注意義務等違反については、一般的に、事後的な損害賠償請求による会社損害の回復を通じた間接的な株主の救済が想定されているものといえる。とすれば、一般的にいえば、仮に、取締役の善管注意義務等違反を組織再編の差止事由である法令違反に含ませたとしても——そうした解釈自体が失当ではあるが——保全の必要性の要件を充たすことは困難であり、結局のところそうした解釈をあえて採用する実益はないものと考えられる。さらに言えば、組織再編行為における取締役の善管注意義務等違反を任務懈怠とする対会社の損害賠償請求自体——一般論として——困難なものといえる（村田敏一「株式会社との合併比率の著しい不正について——その抑止策と株主の救済策を中心に——」立命館法学321・322号519頁参照）。

なお、判例は、取締役の遵守すべき法令（法355条）の中に、善管注意義務等のほか、会社を名宛人とし、会社がその業務を行うに際して遵守すべき全ての規定が含まれるとするが<sup>14)</sup>、これは、あくまで、取締役を名宛人とする遵守対象法令の範囲につき判示しているものであり、その逆（取締役を名宛人とする法令→会社を名宛人とする義務に）につき述べているものではない<sup>15)</sup>。

以上の検討から、同じ「法令」の用語を使用していても、法360条の差止めと、組織再編行為の差止めでは、その意味（法令の範囲）が相違するという解釈が安定的に導かれることとなる。

### 3. 「ために」——会社法356条1項1号と同条1項2号

会社法356条は、取締役の競業取引及び利益相反取引に関する規律を定める。① 競業取引（同条1項1号）と、② 利益相反取引中の直接取引（同条1項2号）につき、法文は共通して、「自己又は第三者のために……取引をしようとする」という文言を用いる。そこで、「ために」の意味について「自己又は第三者の名において」と解するか（名義説）、「自己又は第三者の計算において」と解するか（計算説）という解釈問題が生じる。まず、②の直接取引について名義説を採用すべきことについては、それほど異論は見当たらないようである。その理由としては、立案担当者解説では、同条は間接取引も併せて規律しているため（同条1項3号）、直接取引について計算説を採る実益はなく、仮に計算説を採れば直接取引と間接取引の区別に困難が生じ、法428条の適用の範囲を不明確にすることとなる点が強調される<sup>16)</sup>。問題は、①の競業取引における解釈である。

---

14) 最判平成12年7月7日民集54巻6号1767頁。

15) 法350条により、代表取締役その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害が、株式会社に帰責されるのみである。

16) 相澤哲=葉玉匡美=郡谷大輔『論点解説 新・会社法』（商事法務・2006年）326頁。要するに、計算説をとると、自己のためにする直接取引につき、法428条1項の規律が働く範囲が拡大するおそれがあり、法的安定性を害するとともに、取締役に酷となるという考

立案担当者は、平成17年改正会社法において介入権が廃止され計算説をとる実益がなくなったこと、会社法では「ために」と「計算において」（法120条1項・利益供与）とは区別して用いられていることを理由として、——直接取引と同様に——「名義説」により解すべきことは明らかとする<sup>17)</sup>。そこでは、法概念の統一性の観点が表出されている。一方で、学説の大宗は、——直接取引とは異なり——「計算説」を支持する<sup>18)</sup>。その理由としては、競業の承認を得ることを懈怠することの効果は、取締役・第三者の得た利益の額を会社の損害額と推定することにあるため（法423条2項）、会社の計算において行われたい行為を適用対象にすることに規制の意味がある点が挙げられる<sup>19)</sup>。そこでは、法概念の統一性の観点はあまり顧慮されていない。一たん、法概念の統一性の観点を離れて、実質的に検討してみよう。取締役が会社のためでなく会社の事業の部類に属する取引を行おうとする場合を類型化すると、① 自己の名で自己の計算で、② 自己の名で第三者の計算で、③ 第三者の名で自己の計算で、④ 第三者の名で第三者の計算で行うという4類型となるが、これら①～④については、「名義説」「計算説」のいずれを採ろうが、法356条の規律の対象となる<sup>20)</sup>。①～④以外の類型として一応考えられるのは、⑤ 自己または第三者の名で会社の計算でした取引、⑥ 会社の名で自己または第三者の計算でした取引である<sup>21)</sup>。⑤については、そもそも競業取引規制の埒

---

ゝえ方である。落合誠一編『会社法コンメンタール 8』（商事法務・2009年）81頁〔北村雅史〕も名義説を支持する。

17) 相澤他・前掲注16)323頁。

18) 江頭・前掲注8)432頁、龍田節『会社法大要』（有斐閣・2007年）83頁、北村・前掲注16)は、新会社法において、議論の実益はほぼなくなったものとしつつ、法概念の統一性を高調する立案担当者の理由づけには疑問を投げかける。学説の中で、「名義説」を支持するものとしては、弥永真生『リーガルマインド会社法 第13版』（有斐閣・平成24年）175頁。同『演習会社法第2版』（有斐閣・2010年）95頁。

19) 江頭・前掲注8)432頁。

20) 北村・前掲注16)68頁。

21) 龍田・前掲注18)83頁。

外に置かれよう。⑥については、「名義説」によれば規制対象とならず、「計算説」によれば規制対象となるように見える。しかし、⑥類型の本質は、取締役の権限濫用に他ならず<sup>22)</sup>、また取締役の会社財産横領にあたる場合もあろう<sup>23)</sup>。⑥類型につき、株主総会・取締役会の承認規制(法356条1項)を及ぼすのは奇妙であり<sup>24)</sup>、取締役への損害賠償請求や取引の無効(心裡留保類推)、あるいは場合によっては刑事罰で処理すべき領域といえよう(また、わざわざ損害額の推定規定を及ぼさずとも、会社の損害額は明らかである。)。このように、実質的な検討によっても「名義説」が支持されるわけであり、とすれば、法概念の統一性という原則をわざわざ破ってまで「計算説」を採る必要性はないものと考えられる<sup>25)</sup>。

#### 4. 「特別の利害関係を有する」——会社法369条2項と同法831条1項3号

会社法369条2項は、取締役会の決議につき、「特別の利害関係を有する」取締役は議決に加わることができないものとする。一方で、同法831条1項3号は、「特別の利害関係を有する」者(株主)が議決権を行使したことによって、著しく不当な株主総会決議がされたときを株主総会決議の取消事由の一つとする。取締役会・株主総会とその適用の場を異にし、またその効果も異なるものの、同じく、「特別の利害関係を有する」との用語が使用されており、その具体的な解釈の在り方が問題となる。まず、取締役会決議についての特別利害関係の解釈をみると、それは、取締役が会社に対する忠実義務を誠実に履行することが典型的に困難と認められる個人的利害関係ないしは会社外の利害関係を意味するものと解されること

---

22) 龍田・前掲注18)83頁。

23) 弥永・前掲注18)『演習会社法』96頁。

24) 弥永・前掲注18)『演習会社法』96頁。

25) 「計算説」を採るべき根拠として、山崎製パン事件(東京地判昭和56年3月26日判時1015号27頁)の判示内容があげられることが多いが、——仮に当該判示内容が妥当であるとして——「名義説」を採りつつ、取締役が実質的に第三者(会社)の全株式を所有している場合には、当該第三者を当該取締役と同視して解決することも可能であろう。

が一般的である<sup>26)</sup>。つまり、取締役は会社に対して忠実義務（法356条）を負うところ（株主はそのような義務を会社に対して何ら負わない）、取締役が会社の利益よりも個人的利益（あるいは会社外の利益）を優先する状況が存在し、そのような取締役の参加により公正な取締役会の議決ができないおそれがある場合を、「特別の利害関係」を有すると解するわけである<sup>27)</sup>。具体例としては、競業取引や利益相反取引の承認議決時の当該取締役、譲渡制限株式の譲渡承認に係る取締役会決議における当該取締役、特定取締役に対する第三者割当増資を議決する場合の当該取締役、取締役の対会社責任の一部免除の議決の場合の当該取締役等が、「特別の利害関係」を有する取締役に該当するものとされる<sup>28)</sup>。

一方で、株主総会決議における特別利害関係人（株主）についてはどうか。その解釈は、昭和56年改正の前後で変容を見せた。すなわち、同改正前には、特別の利害関係を有する株主はそもそも株主総会での議決権を行使できなかったところ（昭和56年改正前商法239条5項。特別利害関係株主の議決権の不行使により著しく不公正な決議が成立した場合は決議取消事由とされていた。）、改正後は、そうした株主の議決権行使も排除はされず、一定の要件のもとで株主総会決議の取消事由となるに止まることとなった（平成17年改正前商法247条1項3号）。昭和56年改正前の解釈としては、「特別の利害関係説」、「法律上の利害関係説」、「個人法説」の三つの説が唱えられていたものとされ、その中で、「個人法説」（ある事項につき、特定の株主が株主としての地位を離れて純個人的な利害関係を有する場合に、その株主がその事項について特別利害関係人であるとする説）が

26) 落合誠一編『会社法コメンタール 8』（商事法務・2009年）292頁〔森本滋〕。

27) 丸山秀平「取締役会決議における特別利害関係」中央ロー・ジャーナル4巻2号31頁。

28) 森本・前掲注26)293頁。判例は、代表取締役の解職決議における当該代表取締役ににつき、「一切の私心を去って、忠実義務に従い公正に議決権を行使することは必ずしも期待しがたい」として、特別利害関係人への該当性を肯定する（最判昭和44年3月28日民集23巻3号645頁）。しかし、多くの学説はこの判例を批判する（籠田・前掲注18)116頁は、この場合、取締役間の利害対立はあっても、会社・取締役間の利害対立はないと指摘する。）。

有力なものとしてされていた<sup>29)</sup>。「個人法説」に依拠した場合、取締役会における特別利害関係人の解釈と、株主総会におけるその解釈は、相当程度、その考え方において平仄のとれたものであると評価される。昭和56年改正により、特別利害関係を有する株主の議決権も排除はされず、他の要件も具備した場合に株主総会決議の取消事由となることとなったため、「特別利害関係人」の概念は、「著しく不当な決議」という要件にさらに絞りをつけるものであることから、同改正前の「個人法説」のようにその範囲を強いて狭く解する必要はないとする説が多数を占めるようになったものとされる<sup>30)</sup>。こうした効果の変化に伴うある種の解釈変更の流れの中で、——昭和56年改正前にはその該当性につき概ね否定的に解されていた——合併の相手方会社をはじめ、相手方会社の支配株主や代表取締役までもが株主として合併決議に参加した場合、特別利害関係人に当たるという解釈が有力に主張されるようになった<sup>31)</sup>。すなわち、多数者株主の個人的動機の有無を検討し、そこに少しでも株主の資格を離れた個人的利害が認められ、多数者の議決権の行使がその利益によって導かれたものと認められた場合には、特別利害関係人への該当性を肯定するという解釈である<sup>32)</sup>。もちろん、こうした効果の変化に伴う解釈変更については、同じ文言についてなぜ解釈をがらっと変化させる必要があるのか疑念を呈する見解も見られたが<sup>33)</sup>、そうした的確な問題指摘が——学説上——あまり顧慮されてきたようには思われない。上記のような、特別利害関係人の範

---

29) 上柳克郎=鴻常夫=竹内昭夫『新版 注釈会社法(5)』(有斐閣・昭和61年)322頁〔岩原神作〕。

30) 岩原・前掲注29)325頁。

31) 上柳克郎=鴻常夫=竹内昭夫『新版 注釈会社法(13)』(有斐閣・平成2年)433頁〔今井宏〕。

32) 今井宏「決議の瑕疵」民商法雑誌85巻3号431頁。こうした解釈に従えば、新株の第三者割当による有利発行の場合も、当該第三者は株主総会決議における特別利害関係人に当たることとなる。

33) 「研究会 会社法改正要綱をめぐって 第二回」ジュリスト737号(1981年)104頁における鴻常夫博士の発言。

囲を広範にとらえる見解を徹底すれば、——株主は常に決議につき何らかの利害関係を有するのであるから——株主総会決議の取消訴訟における特別利害関係人の要件は限りなく空文化するであろう。株主は、取締役とは異なり、会社に対して忠実義務等の義務は負っていないため、常にその「個人的」利害に基づいて議決権を行使する。とすれば、逆に、「特別の利害関係」という概念自体が——株主総会決議においては——有名無実化し、今度は、法831条1項3号の決議取消事由そのものが空文化することとなろう<sup>34)</sup>。結局のところ、答えは二つのある意味で極端な解釈の中間に見出されるべきであり、とすれば、昭和56年改正に伴う解釈変更には必然性はないものとし、当該改正以前に通説とされた「個人法説」に従った解釈を維持することが妥当なものと考えられる<sup>35)</sup>。そのように解することにより、「特別の利害関係」の意味（考え方）が、取締役会社と株主総会に共通化されて理解され、法概念の統一性が保たれることにもなる。

#### 5. 「実質的に競争関係にある」——会社法125条3項3号と同法433条2項3号

会社法125条3項は株主名簿につき、同法433条2項は会計帳簿につき、各々、株主による閲覧請求がなされた場合の会社の拒絶事由を定めるが、両者ともに、その3号は共通して（まったく同じ文言で）、「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」を拒絶事由とする（なお、このうち株主名簿関係については、平成26年改正会社法により拒絶事由から削除されることとなった）。そこで、両者における3号拒絶事由につき、同義に解するか否かが

---

34) 村田・前掲注13)535頁。

35) 東京地方裁判所商事研究会『商事関係訴訟』（青林書院・2006年）91頁では、学説は特別利害関係人の範囲を広く解しているものとしつつ、判例・裁判例については、① 役員退職慰労金支給決議における役員として支給を受ける株主またはその相続人ら、② 株主が株式会社の事業の全部又は重要な一部を譲り受ける場合、③ 株主たる取締役のした不法行為を免除する場合、を特別利害関係人に該当する場合として例示する。

論点となってきた。まず、会計帳簿に関しては、判例は比較的安定しており、最高裁は、「当該株主（閲覧請求者）が当該会社と競業をなす者であるなどの客観的事実が認められれば足り、当該株主に会計帳簿等の閲覧謄写によって知り得る情報を自己の競業に利用するなどの主観的意図があることを要」しないものと明快に判示した（最決平成21年1月15日民集63巻1号1頁）<sup>36)</sup>。このような最高裁の採る解釈は、一般に「主観的要件不要説」と呼ばれるが、文言に忠実な解釈であり（各拒絶事由は文言上独立しており、その一つに該当すれば拒絶できるものと読まれる）、学説も最高裁の採るこの解釈を概ね支持しているようである<sup>37)</sup>。

その一方で、株主名簿に関する3号拒絶事由の解釈については、下級審の判断は混乱を見せた（こちらに関しては、最高裁の判断は示されていない）。東京高裁は、いわゆる日本ハウズイング事件において、3号拒絶事由（実質的競争関係）に該当していても、当該請求者が権利の確保または行使に関する調査の目的で請求を行ったことを証明できれば会社は請求を拒絶できない（証明責任の転換）ものとした（東京高決平成20年6月12日金融・商事判例1295号12頁）。これは、原審（東京地決平成20年5月15日金融・商事判例1295号36頁）の解釈（「主観的要件不要説」）を覆し、「主観的要件推定説」を採用したものと理解されている。株主名簿に関する3号拒絶事由は、平成17年会社法（新会社法）において明記されたものであるが、その趣旨と経緯につき、立案担当者は、「政府部内における法制的な検討の過程において、株主名簿からも当該株式会社の資本政策等に係る情報が把握され得ることから、あらゆる会計帳簿の閲覧請求等につき定め

---

36) ただし、本件の原決定（名古屋高決平成20年8月8日民集63巻1号31頁）は、いわゆる「主観的意図推定説」を採り、会社側が客観的事実（実質的競争関係）を立証したとしても、請求者側が主観的意図（競業への利用）の不存在を立証できれば、閲覧請求は認められるものとした。

37) 上田純子「帳簿閲覧請求の拒絶事由」別冊ジュリスト 会社法判例百選〔第2版〕164頁。学説にあって、「主観的要件推定説」を採るものとしては、江頭憲治郎=弥永真生編『会社法コンメンタール 10』（有斐閣・2011年）143頁〔久保田光昭〕。

られている拒絶事由（会社法433条2項3号）との平仄が考慮されたことによるものである」と解説する<sup>38)</sup>。たしかに、株主名簿も広い意味での会計帳簿等に包摂される帳票であるから、会計帳簿における拒絶事由と同一の拒絶事由を定めるべきことは当然のことともいえるし、また、株主の住所というプライバシーのみならず、資本政策を競業他社に把握されることは株主の共同の利益を害する場合も多いものともいえ、立案担当者の解説は十分な説得力を有するものと評価される。とすれば、株主名簿に関する3号拒絶事由の解釈についても、会計帳簿に関する3号拒絶事由の解釈と平仄をあわせ——文言解釈上自然な最高裁判例に従って——「主観的要件不要説」によるべきものと考えられる。にもかかわらず、学説の多くは、文言解釈を逸脱して「主観的要件推定説」を支持した<sup>39)</sup>。その理由としては、① ある種の手続き論として、法125条3項3号は、法制審議会の答申内容（改正要綱）に存在していなかったものが法律条文に盛り込まれたものであり審議会答申に反するものであること<sup>40)</sup>、② 実質論として、会社との競業者が営業秘密を探ることとは無関係に株主としての権利の確保・行使に関する調査のために閲覧等を求めた場合に、会社がこれを拒絶することを正当化することはできないこと<sup>41)</sup>、が挙げられる。①については、法制審議会の答申にない事項がその後の政府部内の検討で法案（閣法）に盛り込まれることはしばしば見られるところであり、立法手続きとしても何らの瑕疵はないものといえる。②については、確かに、文言

---

38) 相澤哲編著『一問一答 新・会社法〔改定版〕』（商事法務・2009年）64頁。

39) 山下友信編『会社法コメンタール 3』（商事法務・2013年）294頁〔前田雅弘〕は、「主観的要件推定説」を支持しつつも、そうした解釈が、「文言解釈として相当の無理がある」ことは認める（同旨 弥永真生「判批」ジュリスト1361号（2008年）147頁）。

40) 江頭憲治郎「会社法制定の理念と会社法制見直しの行方」ジュリスト1414号（2011年）99頁。江頭教授は、「立法的過誤」とまで評価されるが、国権の最高機関が定立した法律に——違憲立法ということはある得ても——違憲ではなくて立法的過誤ということはある得ない。著しく立法府を軽視した評価といえよう。もちろん、妥当でない立法はあり得る。

41) 前田雅弘・前掲注39)294頁。

に忠実に解釈すると、競業者が委任状勧誘のために株主名簿の閲覧等請求をするといったケースについて、一律的にその拒絶が可能となってしまい、あまり妥当とはいえない結果をもたらされることもあり得よう。だからと言って、法律文言を離れ、法125条と法433号の3号拒絶理由に関する法概念の統一性の観点を無視した解釈を行うことは妥当とは評価されない。立法者の意思を離れ、かつ、会社法実務における法的安定性を阻害するからである。②のような問題については、解釈によるのではなく、新たな立法によって立法的に解決すべきものといえる（現にそのような解決がなされた）<sup>42)</sup>。

#### 6. 「株式の数に応じて」——会社法109条1項と同法454条3項・504条3項

平成17年会社法は、いわゆる「株主平等原則」につき明文規定を置いた（法109条1項）。そこでは、「株式会社は、株主を、その有する株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱わなければならない」ものとされる。極めて一般的かつシンプルな規定振りであり、その具体的な解釈や射程範囲を巡って振幅の大きな議論がなされてきた。同条項の中で使用される「株式の数に応じて」という文言は、会社法の他の条項でも使用されている。すなわち、剰余金の配当に関する同法454条3項や、残余財産分配請求権に関する同法504条3項においてである。そこで、これらの条項の文言につき、同一の意味に解すべきか否かという問題が——法概念の統一性の観点から——生じる<sup>43)</sup>。法109条1項の解釈論に関する学説は様々な切り口からの分類が可能であるが、それを「数に応じて」の解釈に絞って分類すると、（A説）株式の数に厳格に正比例しての意味に解する立場、（B説）株式の数に着目しての意味に解する立場（株主の個性に着目することなく

---

42) 従って、平成26年改正法の施行後は、競業者による株主名簿の閲覧請求に関する拒絶事由については、法125条3項の1号ないし2号により処理されることとなる（島田志帆「株主名簿の閲覧請求と拒絶事由」立命館法学353号（2014年）122頁）。

43) 同条項で使用される「内容に応じて」についても同様の解釈問題が生じるが、ここではとり上げない。

株式数に着目して一律に扱えばよく、従っていわゆる頭数平等取扱いも包摂されることとなる）、（C説）原則的には保有株式数に正比例しての意味に解しつつ、数に着目した扱いに合理性がある場合にはそれが許容されると解する立場、に三分類される<sup>44)</sup>。この点に関する立案担当者の解説は、——他の多くのケースとは異なり——明快性を欠く。ある解説では、トートロジカルに、同じ内容の株式については株式数に応じて平等に取り扱うべきことを明らかにしたものとされ<sup>45)</sup>、当該解説に従えば、A説の立場に立つようにも理解される。また他の解説では、法が保有株式数に比例した取扱いまでを要求するものではなく、株式の数に着目して合理的な取扱いをすることを要求する規定と解すべきとされつつ、通常は比例的取扱いをすることが合理的な場合が多いものとされる<sup>46)</sup>。後者の解説に従えば、B説あるいはC説の立場に立つように理解される。なお、後者の解説では、仮に、法109条1項の意味を比例的取扱いの義務付けと解すると、法454条3項や法504条3項等の——比例的平等を義務付ける——個別規定との関係が説明できないものとする。しかしこの理由づけはいかにもおかしい。そこでは、同じ文言であるにも関わらず、なぜ別の意味に解するべきかの理由が何ら説明されていない。仮に、比例的平等を定める個別規定以外に、法109条1項が固有に働く領域がないとすれば、それはそれで法109条1項は確認的規定に止まるものと解されるし、また、——個別規定以外に——比例的平等が働くべき領域は存在しうるからである（例えば株主優待制度）。立案担当者は、ある座談会において、「109条1項の規定は、同条2項の規定を置く関係上、株主平等原則を掲げることが不可欠であると

---

44) 村田敏一「株主平等原則の謎——会社法109条1項の解釈論として」私法第74号（2012年）283頁。高橋英治「従業員株主を前列に座らせてなした総会決議に関する四国電力事件最高裁判決」法学教室377号（2012年）108頁は、「異質説」と「同質説」に分類するが、概ね、各々が、A説とB説に対応する。

45) 相澤・前掲注38)54頁。

46) 相澤他前掲注16)107頁。

の法制的な指摘を受けて設けられたもの」とするが<sup>47)</sup>、この発言に関しては、であるとすれば法109条1項は、法制技術上の要請で設けられた側面が強いものと評価される<sup>48)</sup>。仮にそうであるとして、法109条2項(公開会社でない株式会社における属人的みなし種類株式)の規律は、いわゆる株主の三大権利(法105条1項)に限定して、法109条1項の例外を認める。そして、法105条1項に規定される株主権(剰余金配当請求権、残余財産分配請求権、株主総会における議決権)は、すべて、持株数に正比例した取扱いが要求される権利である<sup>49)</sup>。とすれば、立案者は、法109条1項における「数に応じて」についても——数に着目してではなく——数に比例してと解することを前提としているはずとなる。このように、法概念の統一性の観点からも、法109条1項の「数に応じて」の解釈については、A説が支持されることとなる。

なお、一般規定たる法109条1項の規定振りは、「……数に応じて、平等に取り扱わなければならない。」であり、この点、個別規定(法454条3項、法504条3項)での「数に応じて……財産を割り当てることを内容とするものでなければならない。」とその文尾の表現が異なっている。この相違は、まさに一般規定と個別規定の差に基づく相違であり、「数に応じ

---

47) 江頭憲治郎ほか「座談会 『会社法』制定までの経緯と新会社法の読み方」商事法務1739号13頁(2005年)〔相澤哲発言〕。

48) 山下徹哉「株主平等原則の機能と判断構造の検討(一)」法学論叢第169巻第3号(平成23年)14頁。

49) なお、剰余金配当請求権(法454条3項)、残余財産分配請求権(法504条3項)に関する規定振りが、「数に応じて」となっているのに対して、株主総会における議決権については、「株式一株につき一個の議決権」と規定される(法308条1項)。こうした文言の相違には特段の意味はないのかも知れないが、——筆者のように法109条1項の固有の射程が結果的に株主の財産権的権利に限定されると解する立場からは——共益権において唯一比例平等取扱いが要求される株主総会議決権の特異性を表しているようにも思われる。なお、筆者が、法109条1項の射程は株主の財産権的権利に限定されると論じた趣旨は(村田・前掲注44)285頁)、あくまで会社法上の個別規定がない領域についての意味であり、共益権については個別規定(株主総会議決権)を除外して一般規定が固有に働く領域はないとの意味である。

て」の解釈を相違させるものとはならない<sup>50)</sup>。

結局のところ、法109条1項の解釈に際しては、二つの解釈原理に従うべきものと考えられる。すなわち、二つの解釈原理とは、① 会社法で使用される同一の文言については——特段の理由がない限り——同一の意味に解する（法概念の統一性）、② 法109条1項は一般規定であることから、会社法における個別規定（いわゆる割当自由の原則といった会社法の規定全体から導かれるものを含む）は一般規定に優越して適用される、という二原理である。

### Ⅲ. ま と め——解釈原理としての法概念の統一性とその例外

以上の具体的な解釈論からは次のような示唆が得られよう。特に新会社法の制定以降の立案者は、——もとより株主平等原則といった例外はあるものの——会社法の立法作業にあたり法概念の統一性という観点に相当の配慮を行っており、こうした立法姿勢は、法的安定性の確保を通じた実務の安定に寄与するものと評価される。もちろん、訴訟類型の相違による「できる」の解釈の相違や、あるいは、名宛人の相違による「法令」の解釈の相違も見られるが、それらはいずれも、当該解釈上の相違が安定的に導かれるものとして法的安定性を害するものではない。一方で、下級審の裁判例や学説の中には、法概念の統一性の観点や文言解釈を重視しない、相当に奔放な解釈姿勢も散見される。

解釈論と立法論の峻別が、——特に会社法や商事法の領域では——徹底

---

50) 木俣由美「株主平等の原則と株式平等の原則」『森本滋先生還暦記念 企業法の課題と展望』（商事法務・2009年）65頁は、法109条1項の法意につき、株主の平等（頭数平等）の意味ではなく、株式の平等（比例的平等）の意味と解しつつ、「平等」という用語は近代市民革命で勝ち取られた生まれながらの平等を想起させ、要らぬ誤解を避けるためには「平等に」の文言を削除すべきものと主張する。さらに、株主平等原則の一般規定を置くこと自体が、困難であり時代遅れとするものとして、森本滋「会社法の下における株主平等原則」商事法務1825号（2008年）5頁。

されるべきものといえよう。今後とも、法解釈方法論のうねりの中で、企業社会のインフラとしての会社法や商事法の解釈方法の在り方につき考察を続けていきたい。